



特集

東日本大震災から3年
震災復興から東北再生へ

総論

東北再生への取り組み

総合政策局 政策課

公共インフラの 本格復旧・復興の進捗状況

東日本大震災から3年、被災地では
たゆまない復興への努力が続いており、
そのなかで国土交通省は、インフラ復
旧・復興において重要な役割を担ってい
ます。現在、応急復旧段階から本格復
旧・復興段階へ移行し、復興施策の事
業計画と工程表に基づいて整備を行っ
ています。具体的には、海岸について
は60%の地区で本復旧工事に着手、河
川堤防については本復旧工事がほぼ完
了、下水道についてはほとんどの処理
場で通常処理に移行、直轄国道(道路)
については本復旧が概ね完了、復興道
路・復興支援道路については82%の区
間で工事に着手、鉄道については89%の区
間で運行を再開、港湾については81%の
施設で本格復旧を完了しています。

地域による事情を解決し 平成26年はまちづくりが 加速する年に

被災した市町村では、地形、土地利

「住まいの復興工程表」の一例
(復興庁ホームページ <http://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-12/20130730105832.html>)

用、被災実態など、それぞれ地域の事
情が異なります。例えば、平野が多い
仙台市と海に程近く崖地が迫る三陸
部では、用地の確保事情も異なるため、
住宅再建・復興まちづくりを進めるに
当たっては、被災市町村に応じた課題
をきめ細やかに解決していく必要があ
ります。

そこで、国と各自治体が連携し、平
成25年3月に「住まいの復興工程表」を
策定しました。住宅再建の見通しを示
し事業を進めており、防災集団移転促
進事業については、造成工事の88%に
着手。災害公営住宅については67%に
着手しており、平成26年度末には、全

体の4割超が完成予定です。

また、この工程表を着実に実施する
ため、人材や資材の不足、適正な契
約価格の確保、発注者支援などのさま
ざまな課題への対策や、用地取得を迅
速に行うなどの措置を講じてきました。
今後とも工程表と加速策に基づいて事業
のスピードアップを図りながら、住民の
方々が復興を実感できるよう、全力で
取り組みます。

復興事業を 円滑に進めるための取り組み

被災地の復興加速化のため、事業を
円滑に進めることが重要です。このた
め、国土交通省では、平成23年12月に
設置した「復旧・復興の施工確保に関す
る連絡協議会」や平成25年3月以降に
東北地方で随時開催している「復興加
速化会議」などの場を通じて、国と被災
した地方公共団体などの関係者で情報
や意見の交換を行い、不足する人材や
資材を確保するための取り組みなどを
進めています。これまでも、被災地の
入札不調の状況を注視し、公共工事設

福島復興・再生

福島の復興・再生については、地震・
津波による災害に加え、原発事故とそ
れに起因する災害からなる複合災害で
あることを前提として、総合的に対策
に取り組む必要があります。平成26年
3月10日、田村市への避難指示につ
いて4月1日から解除することが決定し
ました。いよいよ避難されていた方々の
帰還が始まります。政府としては、住
民の早期帰還に必要な環境を整えてい
きます。

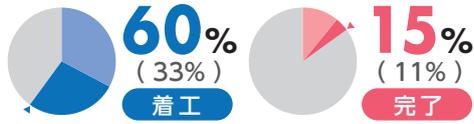


常磐自動車道(広野IC～常磐富岡IC間)再開
通式の様子。

復旧・復興の進捗状況（平成26年1月末時点）

（ ）内は平成25年1月末時点

海岸対策



本復旧工事を着工・完了した地区海岸の割合^{※1}

河川対策



本復旧工事が完了した河川堤防（直轄管理区間の割合）

下水道



通常処理に移行した下水処理場^{※2}の割合

直轄国道



本復旧が完了した道路開通延長の割合

復興道路・復興支援道路



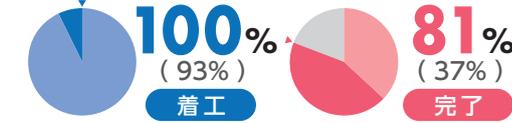
復興道路・復興支援道路の着手率、復興道路・復興支援道路の整備率

鉄道



運行を再開した鉄道路線延長の割合

港湾



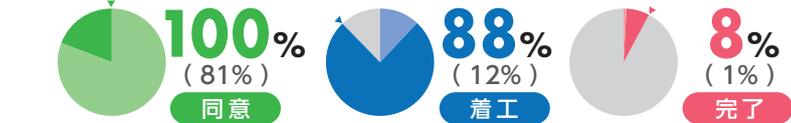
本格復旧に着手した復旧工程計画に定められた港湾施設の割合

災害公営住宅



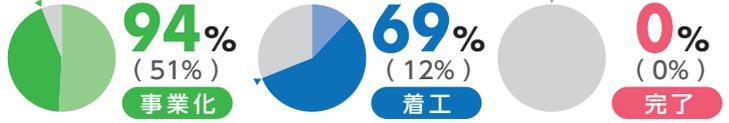
災害公営住宅の整備に着手した割合

防災集団移転



事業計画の同意地区数、造成工事の着手地区数、造成工事の完了地区数の割合^{※3}

土地区画整理



事業化の段階に達している地区数^{※4}、造成工事の着手地区数、造成工事の完了地区数の割合

- ※1 海岸対策については、国施工区間（代行区間含む）約41kmのうち、復興・復旧を支える上で不可欠な仙台空港及び下水処理場前面の区間など約22kmについては、施工を完了している。
- ※2 「通常処理に移行した処理場」とは、被災前と同程度の放流水質まで処理が実施可能となった処理場のこと。これらには、一部の水処理施設や汚泥処理施設は未だ本復旧工事中のものもある。
- ※3 （ ）内は平成24年12月末時点。
- ※4 事業認可済みの地区、事業認可手続き中（事業計画の縦覧開始後）の地区、緊急防災空地整備事業着手済みの地区を含む。
- ※ 福島県の避難指示区域については、原則除いている。
- ※ 各指標の母数については、事業の進捗に応じ変更されているものもある。

復興への加速を実感できるよう
全力で取り組みを進める

今もなお避難生活にあり、地元の復興を心待ちにしている人は少なくありません。インフラ環境が整うなか、まちづくりが進み、人が集まることで住民一人ひとりの意欲も活性化し、復興への速度が増してることが期待されます。今後はそうした生活再建への支援を強化し、被災地の方々に復興を実感していただけるよう、総力を挙げて取り組んでいきます。

道路については、平成26年2月に常磐自動車道の通行止め区間（広野IC～常磐富岡IC）の通行を再開しました。残る区間については、浪江IC～南相馬IC及び相馬IC～山元ICが平成26年中に、常磐富岡IC～浪江ICが平成27年のゴールデンウィークまでに開通するよう整備を進めます。これにより常磐自動車道が全線開通します。

また、鉄道については、JR常磐線（竜田～広野間）が平成26年春の檜葉町の帰町判断に合わせ運転再開見込みです。

国土交通省としては、事業計画と工程表に基づくインフラ復旧や風評被害の払拭などの取り組みを通じて、将来的に避難されている方々の一日も早い帰還を実現していきます。